

新規受託項目

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、下記項目につきまして、検査の受託を開始いたしますのでご案内申し上げます。

謹白



項目名

● スチレン代謝物

(依頼コード No.13442)

受託開始日 2020年7月1日(水) 受付分より

この度、厚生労働省令第20号で労働安全衛生規則等の一部を改正する省令公布され、令和2年7月1日より施行となります。

この中で「特定化学物質障害予防規則」が一部改正され、特別有機溶剤に係る特殊健康診断の項目のうち、スチレンについては項目追加の見直しがなされ、「尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量測定」は、スチレンによるばく露状況を評価するための検査であることが示されました。

これにより、スチレンを使用する作業者について、特殊健康診断の健診項目が現在の「尿中のマンデル酸の量の測定」から、「尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定」へ変更されます。

この改正に伴い、スチレン代謝物検査として2つの代謝物とその総量を報告する項目を新設し、受託を開始させていただきます。

- 当該検査の受託開始に伴い、現行の尿中マンデル酸(スチレンの代謝物として:依頼コードNo.01107)は2020年9月30(水)受付分をもちまして検査受託を中止させていただきます。

裏面に続きます

株式会社 **ビー・エム・エル**

本社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3

総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市の場1361-1

☎ 03(6629)7386 FAX 049(232)3132

検査項目検索用
アプリ B-Book

Google play

Available on the
App Store



電子カルテはビー・エム・エル

Qualis
Medical Station

受託要領

依頼コードNo.	13442(親)
	(子)22692 マンデル酸
	(子)22693 PGA*
	(子)22694 総量
検査項目名	スチレン代謝物
統一コード	3K040-0000-001-205
検体必要量	尿 1.0mL
容器	U-1
検体の保存方法	冷蔵
所要日数	4～7
検査方法	LC-MS法
基準値	なし
単位	g/L
報告範囲	0.01以下～最終値
報告桁数	小数第2位
検査実施料/判断料	未収載
備考	<p>マンデル酸及びフェニルグリオキシル酸(PGA)の濃度と総量(マンデル酸+フェニルグリオキシル酸)をご報告いたします。(分布区分はご報告いたしません。)</p> <p>検体の採取にあたっては、連続した作業日の最初の日を除いた作業終了時に採取してください。</p> <p>ただし、作業終了2時間前に一度排尿してください。</p>

*PGA(phenylglyoxylic acid): フェニルグリオキシル酸